

「サイバーセキュリティ戦略本部資料提供等規則」の一部改正について

（令和 7 年 2 月 5 日
サイバーセキュリティ戦略本部決定）

サイバーセキュリティ戦略本部資料提供等規則（平成 27 年 2 月 10 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）の一部を次のように改正する。

別表中、

「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」を「

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
国立健康危機管理研究機構

」に改める。

附 則

この決定は、国立健康危機管理研究機構法（令和 5 年法律第 46 号）の施行の日から実施する。

「サイバーセキュリティ戦略本部資料提供等規則」新旧対照表

○サイバーセキュリティ戦略本部資料提供等規則（平成 27 年 2 月 10 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）（抄）（下線部分は改定部分）

一部改定案	現 行												
サイバーセキュリティ戦略本部資料提供等規則	サイバーセキュリティ戦略本部資料提供等規則												
平 成 2 7 年 2 月 1 0 日 サイバーセキュリティ戦略本部決定 平 成 2 8 年 1 0 月 1 2 日 一 部 改 定 平 成 3 1 年 4 月 1 日 一 部 改 定 <u>令和 年 月 日</u> <u>一 部 改 定</u>	平 成 2 7 年 2 月 1 0 日 サイバーセキュリティ戦略本部決定 平 成 2 8 年 1 0 月 1 2 日 一 部 改 定 平 成 3 1 年 4 月 1 日 一 部 改 定												
サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号。以下「法」という。)第31条及び第32条の規定に基づき、並びに当該規定による事務を適切に遂行するため、当該事務等について、次のとおり定める。 (略) (特殊法人等の指定) 第2条 法第32条第1項の本部が指定する特殊法人及び認可法人は、別表のとおりとする。 (略)	サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号。以下「法」という。)第31条及び第32条の規定に基づき、並びに当該規定による事務を適切に遂行するため、当該事務等について、次のとおり定める。 (略) (特殊法人等の指定) 第2条 法第32条第1項の本部が指定する特殊法人及び認可法人は、別表のとおりとする。 (略)												
別表	別表												
<table><tr><td>沖縄振興開発金融公庫</td></tr><tr><td>沖縄科学技術大学院大学学園</td></tr><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>新関西国際空港株式会社</td></tr><tr><td>中間貯蔵・環境安全事業株式会社</td></tr><tr><td><u>国立健康危機管理研究機構</u></td></tr></table>	沖縄振興開発金融公庫	沖縄科学技術大学院大学学園	(略)	新関西国際空港株式会社	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	<u>国立健康危機管理研究機構</u>	<table><tr><td>沖縄振興開発金融公庫</td></tr><tr><td>沖縄科学技術大学院大学学園</td></tr><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>新関西国際空港株式会社</td></tr><tr><td>中間貯蔵・環境安全事業株式会社</td></tr><tr><td><u>(新設)</u></td></tr></table>	沖縄振興開発金融公庫	沖縄科学技術大学院大学学園	(略)	新関西国際空港株式会社	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	<u>(新設)</u>
沖縄振興開発金融公庫													
沖縄科学技術大学院大学学園													
(略)													
新関西国際空港株式会社													
中間貯蔵・環境安全事業株式会社													
<u>国立健康危機管理研究機構</u>													
沖縄振興開発金融公庫													
沖縄科学技術大学院大学学園													
(略)													
新関西国際空港株式会社													
中間貯蔵・環境安全事業株式会社													
<u>(新設)</u>													